平成２９年（フ）第３号
滋賀県近江八幡市出町677番地（２―101号）
債務者　藤丸　定子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４５号
滋賀県米原市下多良３丁目88番地　セファミ法人寮　206号
債務者　島田　宏昭
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第３号
滋賀県長浜市小谷上山田町1926、住民票上の住所滋賀県長浜市湖北町小倉105番地１
債務者　前田かおり
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第６９４号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番２―206号
債務者　山村　藤吉
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目８番２―205号
債務者　山守秋子こと　ＡＨＮ　ＣＨＵＪＡ（安秋子）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５３号
山口県下関市新垢田東町１丁目５番21号　アンフィニ．エス　201号、前住所山口県下関市横野町４丁目９番13号、前々住所福岡県京都郡苅田町港町18番地13　コーポＨＳ306
債務者　神園　愁太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
山口県下関市勝谷新町２丁目７番18号、前住所福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目９番36―502号
債務者　上田　健二
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３号
愛媛県今治市北鳥生町３丁目６番15号　シャルマン・メゾン103、前住所愛媛県今治市郷新屋敷町１丁目２番７号、前々住所愛媛県今治市桜井甲1181番地60
債務者　橋田　　歩（旧姓谷口・三宅川）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２９６号
兵庫県明石市大久保町西島826番地　三戸口コーポＢ―302号
債務者　山中　英子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
神戸市西区南別府２丁目９番地の15　サウスコート友輝201号
債務者　大嶋　　毅
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３号
神戸市西区美穂が丘３丁目１番地　８―504号
債務者　桑本　浩幸
成年後見人　姥圭　太郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
千葉県松戸市河原塚160番地の11　サンモールⅠ番館101号
債務者　田中　稔史
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８５号
千葉県柏市富里１丁目２番12号　オークランド105号
債務者　田口　智恵
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４号
千葉県柏市篠籠田1275番地２　クレスト篠籠田Ⅲ―101号
債務者　奥野　明美（旧姓曽我・近藤）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６号
千葉県松戸市平賀104番地の１　ラフィーヌ青柳Ⅰ―202号
債務者　後藤　祐貴
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部